

愛知県学校薬剤師会一般社団法人化に係る経緯説明について

愛知県学校薬剤師会

会長 樋口光司

日頃より愛知県の学校保健につきましてご理解たまわり、児童生徒が安心して学べる学校環境づくりに御尽力いただきましてありがとうございます。

さて、学校保健法が大きく改正され、平成21年4月に学校保健安全法が施行されて早二年が経過しました。この改正は法律の題名を「学校保健安全法」に改称するとともに、国・地方公共団体の責務（財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等）及び学校の設置者の責務（学校の施設設備・管理運営体制の整備充実等）を明記し、学校保健と学校安全の充実を図ることが目的であり、その中で学校環境衛生については、「文部科学大臣が児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されるべき学校の環境衛生を確保するための基準を策定すること」とされ、全国的な基準である「学校環境衛生基準」が一昨年（平成20年）の3月31日付で告示されました。学校の設置者はこの基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めることが求められており、また、校長は学校の環境衛生に関して適性を欠く事項が認められた場合に措置を講じるものと定められています。と同時に、私たち学校薬剤師についてもその職務について、

1. 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること
2. 環境衛生検査に従事すること
3. 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと
4. 健康相談に従事すること
5. 保健指導に従事すること
6. 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと
7. 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること
8. 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする

として、より学校薬剤師としての職務の専門性が求められるようになってきております。そして、学校環境衛生活動において教室等の環境、飲料水等の管理、学校の清潔、ネズミや衛生害虫等への対応、教室等の備品管理、水泳プールの水質等管理などの環境衛生基準について、検査項目やその手法などが詳しく解説されていることや、日常における点検項目についても具体的に示されていることは、今後はこうした方法に従い学校の適切な環境の維持及び改善を図って行かなければならないと考えます。

学校保健安全法の中で学校環境衛生基準が定められたことは、社会的に学校薬剤師の活動が認知されてきたからともとらえられますが、全国学校保健調査の結果からも全国的には環境衛生検査の未実施県が多いのも事実です。比較的良好な状況にある愛知県においてさえ、各市町村によって完全実施に近いところとそうでないところが混在している状況があ

りますが、職務の規定からも今後早急に是正を考えていくことが必要と思われます。

愛知県の学校において「子供達の健康と安全を守っていく」という大きな目的に向かって学校医、学校歯科医、学校の保健担当職員等と協調しながら学校保健安全法の中で学校薬剤師の職務を遂行していく、その活動を担保しさらに推進していくためには今後何が必要なのか。

愛知県学校薬剤師会の70年に歴史を考えますと役員一同その責務の重さを痛感いたしますが、学校保健安全法の改定と学校薬剤師の責務の重大性・重要性を鑑み、また社会的に学校薬剤師の活動が認知されはじめたこと、また、法人化により会計・事業の透明性が高められるということ、そして今後、学校において学校薬剤師活動のさらなる活性化を図っていくためにも、愛知県学校薬剤師会がいつまでも任意団体のままであるのはいかがなものか。

役員一同こうした考えの基、本会の法人化について真剣に議論し考えました。

現在、公益法人制度改革（H25年11月まで）の中で(社)愛知県薬剤師会の一般社団法人化、地区薬剤師会におきましても一般社団法人化が検討されるとともに、実際に実行・移行がされ始めております。本会につきましても愛知県薬剤師会のご指導の下、本会の一般社団法人化について支部長先生はじめ各会員の先生方のご理解とご協力をいただきたいと思います。

【法人化のメリット】

1. 社会的な信用力の増加
2. 法人化により会の会計・事業等の透明性が増す
3. 法人名義で行政機関や銀行等と契約することができる
4. 税制の優遇を受けられることができる

【デメリット】

法定費用、定款認証費用等の発生

【どちらでもない】

1. 法人化しても各地区（支部）との関係が変わることはない
2. 県薬剤師会事務所を使用できる
3. 会費等についても変わらない
4. 文部科学省系列の学術団体としての活動を継続し、さらに会員の資質向上を推進する
5. 愛知県薬剤師会学薬部会、愛知県学校保健会、愛知県教育委員会への協力
6. 実務実習等への協力

【別個の団体とする理由】

1. 県学薬会員（986名）中、薬剤師会非会員（日・県）（167名）の問題
今後も増加する可能性が高く、別団体として権利等擁護できる団体としたい。
2. 法人化によりしっかりした組織運営、会計処理等を行う。
3. 学校保健会の活動等、今後も継続して活動できるようにする。

4. 環境衛生、くすり教育等、事業として積極的に推進する。

以上、伝統ある愛知県学校薬剤師会の将来像を考え、当面の重点事項は一般社団法人化として、ここに定款案を添付させていただくことといたしました。

よろしくご検討をお願いいたします。

今後も学校薬剤師の資質向上の為、必要な情報等は速やかに伝達できるよう微力ではございますが努力して参りますので、支部長先生をはじめ各会員の先生方のご協力をよろしくお願い申し上げます。